

資料編

資

目 次

1.	建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）	35
2.	岡山県建築物耐震対策等基本方針の概要	48
3.	中央防災会議による「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の概要	49
4.	近年発生した地震被害の状況	50
5.	現状の耐震化率の算出及び推計方法	53
6.	耐震化すべき建築棟数の算出	53
7.	耐震化の促進を図るための支援策	54
8.	玉野市の揺れやすさマップ及び危険度マップ	63
9.	玉野市の避難場所一覧	65
10.	玉野市緊急輸送路網	67

1 建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）

（1）耐震改修促進法の概要

耐震改修促進法は、地震による建築物の倒壊等の被害から、国民の生命、身体及び財産を保護するため、耐震改修の促進のための措置を講ずることにより、建築物の地震に対する安全性を向上させることを目的とした法律です。その概要は、表8のとおりです。

表8 耐震改修促進法の概要

1) 国民の努力義務（第3条第4項）

- ・国民は、地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努める。

2) 耐震化の計画的実施（第5条、第6条）

- ・都道府県は耐震改修促進計画を策定し、計画的な耐震化の実施に取組む。（第5条第1項）
- ・市は区域内の耐震改修促進計画を定めるよう努める。（第6条第1項）

3) 要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務（第7条）

- ・要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断を行い、その結果を定められた期限までに所管行政庁に報告しなければならない。
『要安全確認計画記載建築物』とは建築基準法等の耐震関係規定に適合しない、①～③のいずれかに該当する建築物
①第5条第3項第1号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物
②その敷地が第5条第3項第2号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物
③その敷地が第6条第3項第1号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物

4) 耐震診断結果の公表（第9条）

- ・所管行政庁は耐震診断の報告を受けたときは、当該報告の内容を公表しなければならない。
①要安全確認計画記載建築物の耐震診断の結果
②要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断の結果

5) 要緊急安全確認大規模建築物の所有者の耐震診断の義務（附則第3条）

- ・要緊急安全確認大規模建築物の所有者は、耐震診断を行い、その結果を平成27年12月31日までに所管行政庁に報告しなければならない。
『要緊急安全確認大規模建築物』とは建築基準法等の耐震関係規定に適合しない、①～③のいずれかに該当する建築物
①病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物
②小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物
③火薬類、石油類その他危険物であって定められた数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物である既存耐震不適格建築物

■ 建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

- 2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。
- 3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。
- 4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）

第四条 國土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
 - 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
 - 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
 - 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
 - 五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要な事項

- 3 國土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るために措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
- 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

- 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
- 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他國土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
- 三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難

とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

- 四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項
- 五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項
- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。
- 6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

（市町村耐震改修促進計画）

- 第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
- 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
- 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通

過道路等に限る。)の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。)に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

- 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等を除く。)の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章 建築物の所有者が講すべき措置

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務)

第七条 次に掲げる建築物(以下「要安全確認計画記載建築物」という。)の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。) 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。) 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

(要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等)

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

- 2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなくて当該報告を命すべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反

すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(耐震診断の結果の公表)

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

(通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担)

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力)

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に關し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全

確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力）

第十四条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

（特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等）

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあっては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
 - 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物
 - 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物
 - 三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
 - 四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正

当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

第四章 建築物の耐震改修の計画の認定

(計画の認定)

第十七条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

- 2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 建築物の位置
 - 二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途
 - 三 建築物の耐震改修の事業の内容
 - 四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画
 - 五 その他国土交通省令で定める事項

第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等

(建築物の地震に対する安全性に係る認定)

第二十二条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。

- 2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。
- 3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物（以下「基準適合認定建築物」という。）、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの（次項にお

いて「広告等」という。)に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付することができる。

第六章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等 (区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定)

第二十五条 耐震診断が行われた区分所有建築物(二以上の区分所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)第二条第二項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。)が存する建築物をいう。以下同じ。)の管理者等(同法第二十五条第一項の規定により選任された管理者(管理者がないときは、同法第三十四条の規定による集会において指定された区分所有者)又は同法第四十九条第一項の規定により置かれた理事をいう。)は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請することができる。

- 2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る区分所有建築物が地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めるときは、その旨の認定をすることができる。
- 3 前項の認定を受けた区分所有建築物(以下「要耐震改修認定建築物」という。)の耐震改修が建物の区分所有等に関する法律第十七条第一項に規定する共用部分の変更に該当する場合における同項の規定の適用については、同項中「区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議」とあるのは「集会の決議」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。

第八章 耐震改修支援センター (耐震改修支援センター)

第三十二条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他営利を目的としない法人であって、第三十四条に規定する業務(以下「支援業務」という。)に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、耐震改修支援センター(以下「センター」という。)として指定することができる。

- 一 職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有することであること。
- 三 役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 五 前各号に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

附 則

(要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等)

第三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの（要安全確認計画記載建築物であって当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。）の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物
 - 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物
 - 三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物
- 2 第七条から第十三条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。
- 3 第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第八条第一項中「前条」とあり、並びに第九条及び第十三条第一項中「第七条」とあるのは「附則第三条第一項」と、第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条第一項」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。

(2) 特定建築物

耐震改修促進法第14条による特定既存耐震不適格建築物で、次のものが該当します。

表9 特定建築物一覧

用途		指導・助言対象建築物 特定既存耐震不適格建築物の要件（法第14条） ※下記のほか、住宅や小規模建築物等全ての既存耐震不適格建築物が指導・助言対象建築物となります。（法第16条）	指示対象建築物 指示（※）対象となる特定既存耐震不適格建築物（法第15条）	耐震診断義務付け対象建築物 要緊急安全確認大規模建築物（附則第3条） 要安全確認計画記載建築物（法第5・6・7条）
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000m ² 以上 *屋内運動場の面積も含む	階数2以上かつ1,500m ² 以上 *屋内運動場の面積も含む	階数2以上かつ3,000m ² 以上 *屋内運動場の面積も含む
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000m ² 以上		階数1以上かつ5,000m ² 以上
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000m ² 以上	階数1以上かつ2,000m ² 以上	
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設				
病院、診療所			階数3以上かつ2,000m ² 以上	
劇場、観覧場、映画館、演芸場				階数3以上かつ5,000m ² 以上
集会場、公会堂				
展示場		階数3以上かつ1,000m ² 以上		
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数3以上かつ2,000m ² 以上	
ホテル、旅館				階数3以上かつ5,000m ² 以上
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000m ² 以上	階数2以上かつ2,000m ² 以上	階数2以上かつ5,000m ² 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				階数2以上かつ1,500m ² 以上
幼稚園、保育所		階数2以上かつ500m ² 以上	階数2以上かつ750m ² 以上	
博物館、美術館、図書館				
遊技場				階数3以上かつ5,000m ² 以上
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			階数3以上かつ2,000m ² 以上	
理髪店、質屋、貿衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			階数3以上かつ2,000m ² 以上	
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（法第6条第2号）		政令で定める数量（別紙2参照）以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	階数1以上かつ500m ² 以上	階数1以上かつ5,000m ² 以上で敷地境界線から一定距離以内に存する建築物
緊急輸送道路沿道建築物		県又は市が耐震改修促進計画で指定する緊急輸送道路等の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）	左に同じ	県又は市が耐震改修促進計画で指定する重要な緊急輸送道路等の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）

※耐震改修促進法第15条第2項に基づく指示

※本計画において、耐震改修促進法第14条に定める特定既存耐震不適格建築物と用途・規模要件が同じである全ての建築物を、「特定建築物」という。

表 10 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

	危険物の種類	危険物の数量
第 1 号	火薬	10 t
	爆薬	5 t
	工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50 万個
	銃用雷管	500 万個
	実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5 万個
	導爆線又は導火線	500 km
	信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2 t
	その他の火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
第 2 号	石油類	危険物の規制に関する政令別表第 3 の種別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の 10 倍の数量
	消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物（石油類を除く）	
第 3 号	危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性個体類	30 トン
第 4 号	危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 8 号に規定する可燃性液体類	20 m³
第 5 号	マッチ	300 マッチン※
第 6 号	可燃性のガス（第 7 号及び第 8 号に掲げるものを除く。）	2 万 m³
第 7 号	圧縮ガス	20 万 m³
第 8 条	液化ガス	2,000 トン
第 9 条	毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。）	20 トン
第 10 号	毒物及び劇物取締法第 2 条第 2 項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）	200 トン

(※)マッチトンはマッチの計量単位。

1 マッチトンは、並型マッチ (56×36×17 mm) で、7,200 個、約 120 kg

(3) 国の基本方針の概要

平成 18 年 1 月には、耐震改修促進法第 4 条に基づき、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」が策定されています。この方針は次の 5 項目で構成されています。

表 11 国の基本方針に定められる項目

- 1) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- 3) 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
- 4) 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
- 5) 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

なかでも、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項では、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、令和 7 年までに少なくともおおむね解消することを目標に掲げています。

2 岡山県建築物耐震対策等基本方針の概要

1 建築物単体の耐震対策

個々の建築物の耐震化については、既存のもの及び今後建築されるものについて、次の考え方を基本とする。

建築物区分		既存のものなど（※1）	今後建築されるもの
防災拠点となる公共建築物	1. 災害対策本部等を置くもの (具体例) 庁舎、警察本部、警察署等	平成20年度末を目途に耐震診断を実施する。 必要に応じて改修計画を策定し、平成25年度を目途に改修工事を実施する。	地震に対する構造安全性を割増して設計する。 (1.25倍) ライフライン遮断時の自立機能を確保する。
	2. 避難施設等となるもの (具体例) 公立学校、病院、体育館等	平成25年度末を目途に耐震診断を実施する。 必要に応じて速やかに改修計画の策定と改修工事を実施する。	地震に対する構造安全性を割増して設計する。 (1.1倍)
その他の建築物	3. 不特定多数の者が利用するもの（※2） (具体例) 百貨店、劇場、ホテル等	建築物の所有者から耐震診断等の計画を個別に聴取し、耐震診断と改修を指導する。	現行の耐震基準に基づき設計する。
	4. その他 (具体例) 住宅等上記以外	耐震診断の重要性について、一般的な普及・啓発を実施する。	現行の耐震基準に基づき設計する。

（※1）建築確認を昭和56年5月31日以前に受けて建築されたもの及びそれ以後のピロティ形式や壁、窓の配置が偏っているもの。

（※2）3階以上かつ延べ面積2,000m²以上のもの。

2 面的な建築物の耐震対策

老朽木造建築物密集地などの、面的な建築物の耐震対策について、考え方の基本を示す。

3 広域的な地震被害への耐震対策

地震発生直後の広域的な被害に速やかに対応して、二次災害を防止するための対策について、考え方の基本を示す。

4 建築物耐震化等に関する支援体制の整備

建築物の耐震化を円滑に推進するための技術者の支援体制の整備について、考え方の基本を示す。

5 建築物耐震化等に関する普及・啓発

建築物の耐震化に関する知識等の県民への普及・啓発について、考え方の基本を示す。

6 天井等二次部材に関する耐震対策

避難施設として指定され、また使用要請を受ける可能性の高い公共施設の二次部材の耐震対策を計画的に推進するため、二次部材に関するチェックリスト及び対策方法を定める。

3

中央防災会議による「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の概要

平成17年3月に国の中央防災会議では、「地震防災戦略」を策定し、東海地震、東南海・南海地震による死者数及び経済被害額の想定値を10年間で半減させるという目標を定め、地震防災対策を推進してきました。

その後、平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、いかなる大規模な地震及びこれに伴う津波が発生した場合にも、人命だけは何としても守るとともに、我が国の経済社会が致命傷を負わないようハード・ソフト両面からの総合的な対策の実施による防災・減災の徹底を図ることを目的として、平成25年12月に南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ法」という。）が施行されました。

南海トラフ法第4条の規定に基づき、国の南海トラフ地震の地震防災対策の推進に関する基本の方針及び基本的な施策に関する事項、施策の具体的な目標及びその達成の期間等を定め、地震防災対策の推進を目的として「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」が平成26年3月に中央防災会議において決定され、令和元年5月に変更されました。

表12 南海トラフ地震に係る地震防災対策の基本的な施策

- 基本的な施策の実施により、人的・物的両面にわたって被害の絶対量を減らすとともに、可能な限り早期の復旧を図るものとする。
- 人的被害の軽減に関し、想定される死者数を約33万2千人から今後10年間で概ね8割減少させること、また、物的被害の軽減に関し、想定される建築物の全壊棟数を約250万棟から今後10年間で概ね5割減少させることを減災目標とする。

建築物の被害は、津波による浸水地域以外では死傷者発生の主要因であり、さらに出火・火災延焼、避難者の発生、救助活動の妨げ、災害廃棄物の発生等の被害拡大の要因もある。国、地方公共団体等は、膨大な被害量をできる限り減少させるために、住宅、学校、公共施設等の建築物の耐震化、建築物の屋内の安全確保、緊急地震速報の的確な提供等に重点的に取り組む。

- ①住宅等の耐震化（目標：平成27年90%、令和2年95%、令和7年概ね解消）
- ②家具の固定（目標：40%→65%、平成26年度から10年間で）
- ③学校の耐震化（目標：令和2年度までに耐震化の完了）
- ④医療施設の耐震化（目標：令和2年80%）
- ⑤防災拠点となる公共施設等の耐震化（目標：84%→100%、平成26年度から10年間で）
- ⑥官庁施設の耐震化（目標：100%、平成24年86%）
- ⑦緊急地震速報の精度向上

4 近年発生した地震被害の状況

表 13 国内で近年発生した主な地震（マグニチュード 6 以上で被害大なもの）

発生年	地震名称もしくは発生地	マグニチュード	人的被害等
平成 7 年 1 月	兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)	7.3	死者 6,434 人、不明者 6 人、負傷者 43,792 人
平成 9 年 3 月	鹿児島県薩摩地方	6.6	負傷者 37 人
平成 9 年 5 月	鹿児島県薩摩地方	6.4	負傷者 74 人
平成 12 年 7 月	新島・神津島・三宅島近海	6.5	死者 1 人、負傷者 15 人
平成 12 年 10 月	鳥取県西部地震	7.3	負傷者 182 人
平成 13 年 3 月	芸予地震	6.7	死者 2 人、負傷者 288 人
平成 15 年 5 月	宮城県沖	7.1	負傷者 174 人
平成 15 年 7 月	宮城県北部	6.4	負傷者 677 人
平成 15 年 9 月	十勝沖地震	8.0	死者 1 名、不明 1 名、負傷者 849 人
平成 16 年 9 月	紀伊半島沖、東海道沖	7.4	負傷者 42 人
平成 16 年 10 月	新潟県中越地震	6.8	死者 68 人、負傷者 4,805 人
平成 16 年 11 月	釧路沖	7.1	負傷者 52 人
平成 17 年 3 月	福岡県西方沖	7.0	死者 1 人、負傷者 1,204 人
平成 17 年 7 月	千葉県北西部	6.0	負傷者 38 人
平成 17 年 8 月	宮城県沖	7.2	負傷者 100 人
平成 19 年 3 月	能登半島地震	6.9	死者 1 人、負傷者 356 人
平成 19 年 7 月	新潟県中越沖地震	6.8	死者 15 人、負傷者 2,346 人
平成 20 年 6 月	岩手県内陸南部	7.2	死者 17 人、不明者 6 人、負傷者 426 人
平成 20 年 7 月	岩手県沿岸北部	6.8	死者 1 人、負傷者 211 人
平成 21 年 8 月	駿河湾	6.5	死者 1 人、負傷者 319 人
平成 23 年 3 月	三陸沖（東日本大震災）	9.0	死者 19,729 人、不明者 2,599 人 負傷者 6,235 人
平成 23 年 3 月	長野県・新潟県県境付近	6.7	死者 3 人、負傷者 57 人
平成 23 年 3 月	静岡県東部	6.4	負傷者 80 人
平成 23 年 4 月	宮城県沖	7.2	死者 4 人、負傷者 296 人
平成 23 年 4 月	福島県浜通り	7.0	死者 4 人、負傷者 10 人
平成 24 年 3 月	千葉県東方沖	6.1	死者 1 人、負傷者 1 人
平成 24 年 12 月	三陸沖	7.3	死者 1 人、負傷者 15 人
平成 25 年 4 月	淡路島付近	6.3	負傷者 35 人
平成 26 年 3 月	伊予灘	6.2	負傷者 21 人
平成 26 年 5 月	伊豆大島近海	6.0	負傷者 15 人
平成 26 年 11 月	長野県北部	6.7	負傷者 46 人
平成 28 年 4 月	熊本地震	7.3	死者 273 人、負傷者 2,809 人
平成 28 年 10 月	鳥取県中部	6.6	負傷者 32 人

平成 28 年 11 月	福島県沖	7.4	負傷者 21 人
平成 30 年 6 月	大阪府北部	6.1	死者 6 人、負傷者 462 人
平成 30 年 9 月	胆振地方中東部	6.7	死者 43 人、負傷者 782 人
令和元年 6 月	山形県沖	6.7	負傷者 43 人

参考：気象庁ホームページ

表 14 岡山県で震度 4 以上を観測した地震（明治 35 年以降）

発生年月日	震度	被害	震央地名 (地震名)	規模 M
明治 38 年 6 月 2 日	岡山 (4)	被害なし。	安芸灘 (芸予地震)	6.7
明治 42 年 8 月 14 日	岡山 (4)	建物その他に若干の被害あり。 ただし人的被害なし。	滋賀県北東部 (姉川地震)	6.8
明治 42 年 11 月 10 日	岡山 (5)	県南部、特に都窪郡撫川町で被害大。 死者 2 人、建物全・半壊 6 戸、ひさし・壁破損 29 戸等。	宮崎県西部	7.6
昭和 2 年 3 月 7 日	岡山 (4)	県南部で家屋の小破損・屋根瓦の墜落 20 数件。 煉瓦煙突の上部破損。（上道郡平井村）	京都府北部 (北丹後地震)	7.3
昭和 5 年 12 月 21 日	岡山 (3) 津山 (5)	県内被害なし	広島県北部	5.9
昭和 9 年 1 月 9 日	岡山 (4)	県南部を中心に強く揺れ、吉備郡庭瀬町では壁に亀裂を生じ土壁が倒壊した程度で、県下全般に大きな被害なし。	徳島県北部	5.6
昭和 13 年 1 月 2 日	岡山 (3) 新見 (4)	伯備線神代駅近傍で岩石 40~50 個落下、貨車・家屋破損、下熊谷の小貯水池堤防決壊。	広島県北部	5.5
昭和 18 年 9 月 10 日	岡山 (5) 津山 (4)	北東部県境付近で小規模な山崩れ。 山崩れ、崖崩れ、地割れ、落石等あり。 (被害については、どちらの地震によるものか判別できない)	鳥取県東部 (鳥取地震)	7.2
昭和 18 年 9 月 10 日	岡山 (4) 津山 (2)		鳥取県中部 (鳥取地震余震)	6.0
昭和 21 年 12 月 21 日	岡山 (4) 津山 (3)	県南部、特に児島湾北岸、高梁川下流域の新生地の被害が甚大であった。 死者 52 人、負傷者 157 人、建物全壊 1,200 戸、半壊 2,346 戸。 その他堤防、道路の損壊多し。 玉島、笠岡管内の電気・通信線がほとんど破壊された	和歌山県南方沖 (南海地震)	8.0
昭和 27 年 7 月 18 日	岡山 (4) 津山 (3)	県内被害なし。	奈良県中部 (吉野地震)	6.7
昭和 43 年 8 月 6 日	岡山 (4) 津山 (3) 玉野 (4)	県内被害なし。	豊後水道	6.6
平成 7 年 1 月 17 日	岡山 (4) 津山 (4)	負傷者 1 人。	大阪湾 (兵庫県南部地震)	7.3

平成 12 年 10月 6 日	新見哲多・大佐・ 落合・美甘 (5 強) 19 市町村 (5 弱) 39 市町村 (4)	震源に近い阿新・真庭地方、及び岡山市の軟弱地盤地域を中心に被害が多かつた。 重傷 5 人、軽症 13 人、住家全壊 7 棟、半壊 31 棟、一部破損 943 棟、その他水道被害、道路破損多し。 玉野市は、住宅一部破損 3 棟、水管破裂 6 件等。	鳥取県西部 (鳥取県西部地震)	7.3
平成 13 年 3月 24 日	26 市町村 (4)	軽傷 1 人。 住家一部破損 18 棟。 玉野市は、屋根瓦落下等。	安芸灘 (芸予地震)	6.7
平成 14 年 9月 16 日	6 町村 (4)	県内被害なし。	鳥取県中部 (鳥取県西部地震余震)	5.5
平成 18 年 6月 12 日	岡山市 (4) 倉敷市 (4) 玉野市 (4) 浅口市 (4)	県内被害なし。	大分県西部	6.2
平成 19 年 4月 26 日	玉野市 (4)	県内被害なし。	愛媛県東予	5.3
平成 25 年 4月 13 日	5 市町 (4)	県内被害なし。	淡路島付近	6.3
平成 26 年 3月 14 日	14 市町 玉野市 (4)	玉野市は軽傷者 1 名	伊予灘	6.2

出典：「玉野市地域防災計画（地震・津波災害対策編）」

5 現状の耐震化率の算出及び推計方法

(1) 住宅の耐震化率の算出

対象となる住宅は、計画策定時、平成27年度改正時では玉野市の固定資産データに基づき、集計を行いました。今回の改正では、平成30年住宅・土地統計調査の構造別・建て方別の年代不詳の住宅を昭和55年以前と昭和56年以後に按分しています。そのうえで、昭和55年以前の住宅については、国の耐震化の推計値を用いて耐震性の有無を推計しています。

昭和55年以前の耐震性ありの住宅、昭和56年以後の住宅、平成20年、平成25年、平成30年の各調査で耐震工事をした総和を「耐震性を満たす戸数」としています。

上記によって算出した平成30年時点の住宅数をもとに、住宅総数の平成20年から平成30年の年間あたりの増加数を勘案して、令和元年の住宅総数を推計し、令和元年の住宅の耐震化率を算出しています。

(2) 特定建築物の耐震化率の算出

特定建築物については、地震により倒壊等の被害を受けた場合の社会的影響が著しく大きいことから、耐震化率の算出は、昭和56年6月1日以降に建築された建築物、耐震診断にて耐震性ありの判定がされたこと又は耐震改修が行われたことを把握しているもののみを、耐震性がある建築物として扱っています。

また、建築年月日が不明なものについては、全て昭和55年以前の耐震性のない建築物として扱っています。

(3) 市有建築物の耐震化率の算出

市有建築物については、市営住宅等も含めた市有施設全ての建築物について集計を行っています。耐震化率の算出は、特定建築物についてのものに準じています。

6 耐震化すべき建築棟数の算出

(1) 耐震化すべき特定建築物の建物棟数

特定建築物については、玉野市内の対象建築物があまり多くないことから、新築・減失戸数の推計、建替え戸数の推計は行わず、現在の対象建物棟数に対する目標値を設定し、耐震化を行うべき建物棟数を算出しています。

(2) 耐震化すべき市有建築物の建物棟数

特定建築物同様、市有建築物についても、玉野市内の対象建築物があまり多くないことから、新築・減失戸数の推計、建替え戸数の推計は行わず、現在の対象建物棟数に対する目標値を設定し、耐震化を行うべき建物棟数を算出しています。

7 耐震化の促進を図るための支援策

現在、玉野市で実施中の事業は以下のとおりです。(下記の補助は、令和3年4月1日時点の内容に基づいたもので、今後変更の可能性があります。)

表 16 玉野市建築物耐震診断事業

事業区分	建築物	補助の対象	補助率等
		経費 (他の公的な制度での補助を受けるものを除く。)	
木造住宅 耐震診断事業	<p>次に掲げる要件のすべてに該当する住宅</p> <p>(1) 玉野市内に存するもの</p> <p>(2) 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅 (店舗、事務所等の住宅以外の用途を兼ねる住宅にあっては、住宅以外用途の床面積が2分の1未満のもの)</p> <p>(3) 構造が次に掲げる工法以外の木造であるもの ア 丸太組工法 イ 建築基準法第38条の規定に基づく認定工法</p> <p>(4) 地上階数が2以下のもの</p>	<p>次に掲げる経費の合計額とする(136,000円／戸以内を限度)</p> <p>(1) 耐震診断等の経費 ただし、第2条第1号アに係るものは、マニュアルに掲げる一般診断法(面積200m²以内までは71,200円／戸、200m²を超えるものについては、100m²ごとに9,100円増)又は精密診断法によるものに限り、第2条第1号工に係るものは、耐震性能に係る評価の費用相当分に限る。</p> <p>(2) 第10条の評価に係る経費</p>	補助対象経費の3分の2以内(一住宅につき一般診断法にあっては60,000円(面積が200m ² を超えるものあっては60,000円にその超える部分が100m ² に達するまでごとに8,000円を加えた額)、精密診断法にあっては90,000円を限度とする。)
戸建て住宅 耐震診断事業	<p>次に掲げる要件のすべてに該当する住宅</p> <p>(1) 木造住宅耐震診断事業の建築物欄に掲げる以外の玉野市内に存する一戸建ての住宅</p> <p>(2) 玉野市内に存するもの</p> <p>(3) 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅</p>	<p>次に掲げる経費の合計額とする(136,000円／戸以内を限度)</p> <p>(1) 耐震診断等の経費 ただし、第2条第1号工に係るものは、耐震性能に係る評価の費用相当分に限る。</p> <p>(2) 第10条の評価に係る経費</p>	補助対象経費の3分の2以内。ただし、一住宅につき90,000円を限度とする。
建築物 耐震診断事業	<p>次に掲げる要件のすべてに該当する建築物</p> <p>(1) 一戸建ての住宅以外の建築物</p> <p>(2) 玉野市内に存するもの</p> <p>(3) 昭和56年5月31日以前に着工された建築物</p>	<p>次に掲げる経費の合計額とする(1,000m²以内のものは3,670円／m²以内、1,000m²を越えて2,000m²以内の部分は1,570円／m²以内、2,000m²を超える部分は1,050円／m²以内を限度)</p> <p>(1) 耐震診断等の経費 ただし、第2条第1号工に係るものは、耐震性能に係る評価の費用相当分に限る。</p> <p>(2) 第10条の評価に係る経費</p>	補助対象経費の3分の2以内。ただし、一棟につき指示対象建築物にあっては300万円、それ以外の建築物にあっては150万円を限度とする。

要安全確認計画建築物 耐震診断事業	玉野市内に存する民間の要安全確認建築物	次に掲げる経費の合計額とする（マニュアルに掲げる一般診断法によるものにあたっては延べ面積1,000m ² 以内は71,200円／戸、200m ² を越え100m ² 達するまで9,100円加算、マニュアルに掲げる一般診断法以外は1,000m ² 以内の部分は3,670円／m ² 以内、1,000m ² を越えて2,000m ² 以内は1,570円／m ² 、2,000m ² を越えて1,050円／m ² の合計額に設計図書の復元、耐震評価機関の評価取得等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用（1,570,000円を限度）を加算以内を限度） (1) 耐震診断等の経費 第2条第1号アのうち、補強計画、計画後の耐震診断に係るもの及び同号工に係るものを除く。 (2) 第10条の評価に係る経費	補助対象経費から耐震対策緊急促進事業制度要綱（平成25年5月29日国住市第54号国土交通省住宅局長通知）に基づく補助金額を控除した額以内。
----------------------	---------------------	--	---

表17 玉野市木造住宅耐震改修事業

事業区分	補助の対象		補助率等
	建築物	経費 (他の公的な制度での補助を受けるものを除く。)	
木造住宅 耐震改修事業	次に掲げる要件のすべてに該当する住宅 (1) 玉野市内に存するもの (2) 耐震診断を受け、その結果が耐震診断により上部構造評点が1.0未満、又は既存住宅性能評価により耐震等級が1に満たない性能のもの (3) 特定行政庁が地震に対して安全な構造となるよう勧告を行ったもの	耐震改修工事に要する費用	補助対象経費に0.5を乗じて得た額。（千円未満切捨て）ただし、1住宅につき750,000円を限度とする。

これまでの玉野市における補助事業の活用実績は、以下のとおりです。今後さらにこれらの制度を活用して、市民の皆さんの耐震診断及び耐震改修が進んでいくよう、広報や啓発を進めています。

表 18 玉野市における耐震診断（一般診断）実績

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
補助事業を活用した耐震診断件数	4	7	4	6	6
うち、耐震性有と診断されたもの	1	2	1	5	1
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
補助事業を活用した耐震診断件数	5	2	4	1	8
うち、耐震性有と診断されたもの	5	1	3	0	1
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
補助事業を活用した耐震診断件数	7	3	4	10	9
うち、耐震性有と診断されたもの	0	0	0	1	1
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度		
補助事業を活用した耐震診断件数	6	5	6		
うち、耐震性有と診断されたもの	0	0	0		

表 19 玉野市における耐震診断（補強計画）実績

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
補助事業を活用した耐震診断件数	1	3	0	2	0
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度
補助事業を活用した耐震診断件数	0	5	8	2	1

表 20 玉野市における木造住宅耐震改修実績

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度
補助事業を活用した耐震改修件数	0	0	1	6	1	0

■ 玉野市建築物耐震診断等事業費補助金交付要綱

平成 18 年 3 月 31 日 告示第 45 号

平成 22 年 6 月 29 日 告示第 223 号

平成 23 年 3 月 22 日 告示第 45 号

平成 23 年 6 月 10 日 告示第 146 号
平成 25 年 4 月 1 日 告示第 74 号
平成 26 年 3 月 31 日 告示第 133 号
平成 28 年 3 月 31 日 告示第 114 号
平成 29 年 3 月 29 日 告示第 103 号
平成元年 9 月 25 日 告示第 281 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、建築物の耐震診断等を実施する当該民間建築物の所有者に対し、予算の範囲内でこれに要する費用の一部を補助することで、地震に対する建築物の安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断等 既存の建築物の耐震性を確認するために行う次に掲げるものの、及びこれに附隨する調査等をいう。ただし、建築物の用途変更に伴うもの及び市長が別に定めるものを除く。
 - ア 國土交通大臣が定める技術指針事項に定める方法並びに岡山県木造住宅耐震診断マニュアル（以下「マニュアル」という。）に掲げる一般診断法及び精密診断法に基づき行う既存建築物の耐震診断、補強計画、計画後の耐震診断
 - イ 構造計算書等の既存設計図書の内容の確認及び現地調査
 - ウ 構造計算の再計算及び現地調査
 - エ 既存住宅性能表示制度に係る性能評価（「構造躯体の倒壊等防止」に係る耐震等級の項目を含むものに限る。）
- (2) 補助事業者 建築物の所有者で耐震診断等を受けるため、玉野市建築物耐震診断等事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けようとする者をいう。
- (3) 住宅 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の 1/2 未満のもの）を含む。）をいう。
- (4) 要安全確認計画記載建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号。）第 15 条第 2 項に規定する建築物をいう。
- (5) 指示対象建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号。）第 15 条第 2 項に規定する建築物をいう。

(補助対象者)

第 3 条 この要綱に基づく補助金の交付を受けることができる者は、別表の事業区分に応じて次の各号のいずれかに該当する耐震診断等を行う民間建築物の所有者（区分所有建築物にあっては、建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 3 条に規定する団体）であって、市税を完納しているものとする。ただし、既存住宅性能表示制度に係る性能評価はこの限りでない。

- (1) 木造住宅耐震診断事業 岡山県木造住宅耐震診断員認定要綱第3条の規定により、岡山県知事の登録を受けた木造住宅耐震診断員による耐震診断を、一般社団法人岡山県建築士事務所協会に委託して実施するもの。
- (2) 前号以外の事業 建築物の構造実務実績等を勘案し岡山県知事が指定した建築士事務所に委託し実施するもの。

(補助対象経費及び補助率等)

第4条 この要綱に基づく補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率等は、別表に定めるところによる。ただし、補助対象経費について、消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる額と、当該額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税率を乗じて得た額との合計額をいう。以下同じ。）が含まれる場合にあっては、当該消費税仕入控除税額は控除するものとする。

(交付申請)

第5条 補助事業者は、所定の玉野市建築物耐震診断等事業費補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断等を受けようとする建築物の位置図
- (2) 耐震診断等を受けようとする建築物の所有者及び建築時期がわかるもの
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、これを審査し適当であると認めたときは、所定の玉野市建築物耐震診断等事業費補助金交付決定通知書により、補助事業者に通知するものとする。

(計画の変更)

第7条 補助事業者は、補助金の交付の対象となる耐震診断等の内容を変更し、又は中止しようとするときは、すみやかに玉野市建築物耐震診断等変更・中止承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し適当と認めたときは、これを承認し、その旨を申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、本事業の耐震診断等が完了したときは、所定の玉野市建築物耐震診断等完了報告書兼請求書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断等結果報告書
- (2) 耐震診断等費用の領収書の写し（木造住宅耐震診断事業を除く。）
- (3) その他市長が必要と認めるもの

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条の規定による完了報告書兼請求書を受け付けたときは、その内容を審査し適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定した後、速やかに補助金を交付するものとする。

（評価）

第10条 本事業の耐震診断等（既存住宅性能表示制度に係る性能評価を除く。）は、その結果について岡山県知事が指定する耐震評価機関の評価を受けたものでなければならない。

（公表）

第11条 市長は、本事業の耐震診断等の結果を遅滞なく公表するものとする。

2 公表の対象となる建築物の種類、公表の方法は、市長が別に定める。

（取引上の開示）

第12条 本事業の耐震診断等を実施した建築物の所有者は、当該建築物を第三者に譲渡若しくは貸与しようとするときは、譲渡人又は貸借人に、耐震診断等の結果を開示しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第13条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（1）この要綱に違反する事実があったとき。

（2）偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

■ 玉野市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱

平成22年1月8日 告示第18号

平成22年6月29日 告示第224号

平成23年6月10日 告示第147号

平成26年3月31日 告示第119号

平成28年3月31日 告示第115号

平成29年3月31日 告示第68号

令和元年5月13日 告示第131号

令和元年9月25日 告示第280号

令和3年3月31日 告示第112号

(目的)

第1条 この要綱は、大地震発生時の住宅の倒壊を防止し市街地の減災を図るために、民間の既存木造住宅の耐震改修に要する経費の一部を予算の範囲内において補助を行い、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 木造の一戸建ての住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の1／2未満のもの）を含む。）をいう。
- (2) 耐震診断 次のいずれかに該当する既存木造住宅の地震に対する安全性の評価をいう。
 - ア 玉野市建築物耐震診断等事業費補助金交付要綱（平成18年玉野市告示第45号）に基づく補助事業を活用して行われるもの
 - イ 国土交通省が示す技術指針（平成26年国住指第2850号）に定める木造住宅の耐震診断と補強方法に基づき行われるものであって、岡山県知事の指定する評価機関による耐震診断結果の評価を受けたもの
- (3) 住宅性能評価 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条の住宅性能評価をいう。
- (4) 木造住宅耐震診断員 岡山県木造住宅耐震診断員認定要綱第3条の規定により、岡山県知事の登録を受けた者をいう。
- (5) 耐震改修工事 耐震診断の結果又は既存住宅性能評価により、倒壊の危険性があると判断された既存木造住宅の耐震改修工事（別表第1に定める耐震基準を確保するために行うもの及び木造住宅耐震診断員により工事監理がされるものに限る。）

(補助対象建築物)

第3条 補助金の交付の対象となる既存木造住宅（以下「補助対象建築物」という。）は、次の全ての要件に該当するものとする。

- (1) 市内に存する民間の所有で、昭和56年5月31日以前に工事着手され、かつ2階建て以下であること。
- (2) 耐震診断又は住宅性能評価を受け、その結果が別表第1に定める既存木造住宅の性能

であること。

(3) 特定行政庁（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第35号に規定するもの）が地震に対して安全な構造となるよう勧告を行ったものであること。

（補助事業者）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、前条に規定する補助対象建築物の所有者であって、市税を完納しているものとする。

（補助対象経費、補助金の交付額等）

第5条 補助金の交付の対象となる補助対象経費及び補助金額は、別表第2に定めるところによる。この場合において、次に掲げる額が含まれる場合にあっては、それらの額を控除したものとする。

(1) 補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる額と、当該額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税率を乗じて得た額との合計額（以下「仕入控除税額」をいう。）

（交付申請）

第6条 補助事業者は、耐震改修工事に着手する前に、所定の玉野市木造住宅耐震改修事業費補助金交付申請書に、必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにこれを審査し適当であると認めたときは、所定の玉野市木造住宅耐震改修事業費補助金交付決定通知書により、補助事業者に補助金の交付決定の通知をするものとする。

2 市長は、前項の審査を行うにあたり、当該申請の耐震改修工事の内容が、別表第1に掲げる耐震基準を確保できるものであることを確認するものとする。

（事業内容の変更等）

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定後において、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、次の各号に定める区分により当該各号に定める書類に必要書類を添えて速やかに市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金の額に変更が生じるとき 所定の玉野市木造住宅耐震改修事業費補助金交付変更申請書

(2) 補助金の額に変更が生じないとき 所定の玉野市木造住宅耐震改修事業変更承認申請書

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 所定の玉野市木造住宅耐震改修事業廃止（中止）承認申請書

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し適当であると認めたときは、これを承認し、その旨を所定の玉野市木造住宅耐震改修事業費補助金交付決定変更通知書又は玉野市木造住宅耐震改修事業変更・廃止（中止）承認通知書により、申請者に通知するものとす

る。

(中間検査)

第9条 補助事業者は、第7条の交付決定を受けた際に市長から指定された中間工程の工事が完了したときは、所定の玉野市木造住宅耐震改修工事中間検査申請書を市長に提出し、中間検査を受けなければならない。

(完了検査)

第10条 補助事業者は、耐震改修工事の全てを完了したときは、所定の玉野市木造住宅耐震改修工事完了届を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出があったとき、完了検査を実施し、耐震改修工事の完了を確認するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業が完了した日から起算して10日以内又は補助金の交付決定のあった年度の末日のいずれか早い期日までに、所定の玉野市木造住宅耐震改修事業実績報告書に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その確定した補助金の額を所定の玉野市木造住宅耐震改修事業費補助金確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

2 補助金の請求は、所定の玉野市木造住宅耐震改修事業費補助金交付請求書を市長に提出して行わなければならない。

3 市長は、前項の請求により速やかに補助金を交付するものとする。

(公表)

第13条 市長は、本事業の耐震改修工事の結果を遅滞なく公表するものとする。

2 公表の方法等は、市長が別に定める。

(取引上の開示)

第14条 本事業による耐震改修工事を実施した木造住宅の所有者は、当該木造住宅を譲渡又は貸与しようとするときは、譲受人又は貸借人に、耐震改修工事の結果を開示しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させができる。

(1) この要綱に違反する事実があったとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業に必要な事項は、市長が別に定める。

8 玉野市の揺れやすさマップ及び危険度マップ

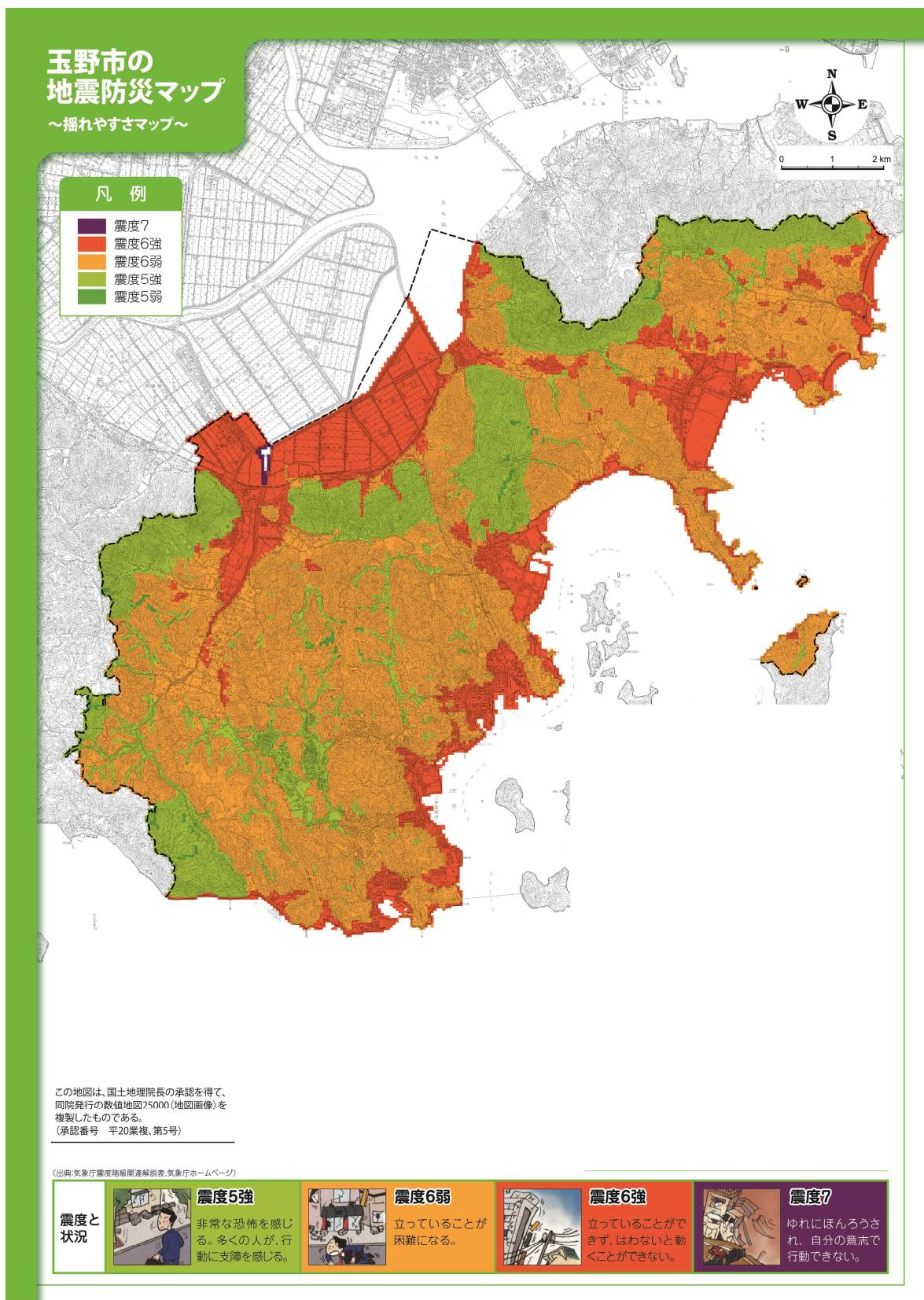


図7 玉野市の揺れやすさマップ (H20年作成)

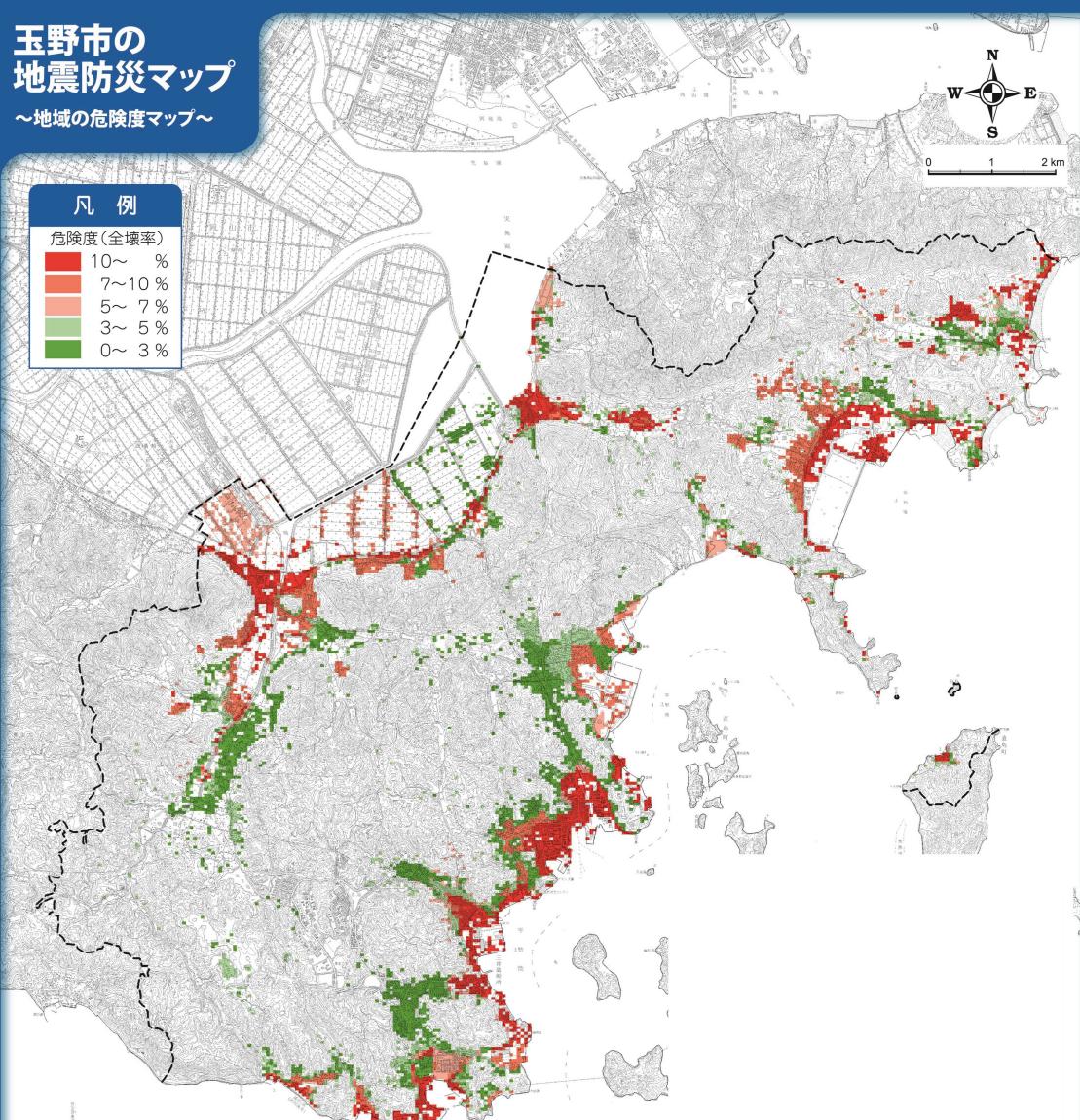
玉野市の 地震防災マップ

～地域の危険度マップ～

凡 例

危険度(全壊率)

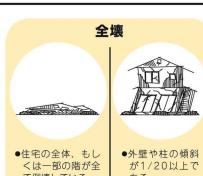
10~ %
7~10 %
5~ 7 %
3~ 5 %
0~ 3 %



この地図は、国土地理院長の承認を得て、
同院発行の数値地図25000(地図画像)を
複製したものである。
(承認番号 平20業復第5号)

※「全壊」とは?

「全壊」とは、台風や地震などの自然災害による建物の被害の程度の中でも、もっとも大きく被害を受けた状態を示しています。具体的には、平成13年6月に国により「災害の被害認定基準」が定められ、「居住する上で危険な状態」を全壊としています。



全壊

- 住宅の全体、もしくは一部の階が全く倒壊している。
- 外壁や柱の傾斜が1/20以上である。

半壊



一部損壊



無被害



- 居住する上で一部支障をきたす状態を示しています。
- 壁面に亀裂が生じている、外壁に若干の剥離がある等の状態を示しています。

災害に係る住家の被害認定基準適用指針、内閣府、東南海地震・南海地震等に関する専門調査会、中央防災会議を参考に作成

「注意事項：*この危険度マップは、揺れやすさマップを基に建築年等を参考に推定したものであり、マップの内容は実際と異なる場合があります。また、現地で行われる地質調査結果を否定するものではありません。」

図 8 玉野市の危険度マップ (H2O 年作成)

9 玉野市の避難場所一覧

表 20 玉野市における指定避難所一覧

小学校区	施設名	所在地	連絡先	指定緊急避難場所	想定収容人数(人)
鉢立	鉢立公民館	北方 1349-1	66-5664		18
	東児中学校	北方 444	66-5134	○	520
	鉢立小学校	北方 1274	66-5131		447
胸上	東児公民館	梶岡 700	41-1511	○	84
	胸上小学校	梶岡 639	41-2044		480
	東児公民館石島分館	石島 3077			20
山田	山田公民館	山田 447-2	41-2035	○	22
	山田小学校	山田 422	41-1035		475
後閑	山田中学校	後閑 1995	41-1045		555
	後閑小学校	後閑 1421	41-1072	○	407
八浜	八浜公民館	八浜町八浜 165-1	51-2006	○	21
	見石ニュータウンコミュニティハウス	八浜町見石 1609-40			18
	碁石地区コミュニティハウス	八浜町見石 883-4			43
	八浜小学校	八浜町波知 29	51-2016	○	487
	八浜中学校	八浜町八浜 1438	51-2044		524
大崎	大崎小学校	東七区 3-3	51-1009	○	445
	大崎公民館	八浜町大崎 1649-1	51-2664	○	34
荘内	東紅陽台 1 丁目集会所	東紅陽台 1-19-134			15
	東紅陽台 2 丁目集会所	東紅陽台 2-19-222			15
	荘内公民館	用吉 1186-1	71-1522	○	66
	迫間公民館	迫間 1253-3			12
	荘内小学校	木目 498	71-1017		348
	荘内中学校	木目 1373	71-1049	○	472
田井	田井公民館	田井 4-10-5	21-2909	○	89
	玉野総合福祉センター	田井 5-22-1	32-1865		73
	深山公園(センターハウス)	田井 2-4490	21-2860		35
	田井小学校	田井 3-4-1	21-2642	○	497
築港	日の出ふれあい会館	築港 4-25-10	31-5301	○	122
	築港公民館	築港 1-7-20	31-0109		70
	築港小学校	築港 3-15-1	21-3375	○	496
	宇野中学校	築港 2-27-1	31-4241	○	805
宇野	サンライフ玉野	宇野 2-1-12	21-5111		123
	玉野市立中央公民館	宇野 1-38-1	31-3712		517
	藤井コミュニティハウス	宇野 4-8-8			30
	宇野小学校	宇野 2-23-1	31-5796	○	452

小学校区	施設名	所在地	連絡先	指定緊急避難場所	想定収容人数(人)
玉	玉公民館	玉 5-1-15	32-4823		34
	レクレセンター	玉 2-3-1	32-3709	○	1,284
	すこやかセンター	奥玉 1-18-5	31-3310	○	287
	玉公民館奥玉分館	奥玉 1-23-7	31-1328		15
	玉野商工高等学校	玉 6-1-1	31-5341	○	638
	玉中学校	奥玉 1-27-1	31-4211		663
	玉小学校	玉 6-20-22	32-4701		401
玉原	玉原公民館	玉原 2-7-45	31-8491	○	33
	玉原小学校	玉原 2-22-1	32-0666	○	507
	玉原ニュータウン集会所	長尾 1609-42		○	30
日比	和田公民館	和田 3-1-2	81-8244	○	40
	生涯学習センター（玉野備南高等学校）	和田 4-7-1	83-9200	○	556
	日比中学校	和田 6-13-1	81-7351	○	816
	日比小学校	御崎 1-1-1	81-8216	○	376
第二日比	日比公民館	日比 3-1-1	81-8023	○	73
	第一向日比コミュニティハウス	向日比 1-4-1			20
	向日比コミュニティハウス	向日比 2-3-1			20
	第二日比小学校	明神町 1-1	81-8101	○	556
	御崎シーサイド集会所	御崎 2-24-4			30
	渋川保育園	渋川 1-2-10	81-6803	○	50

(※) 指定避難所：災害時に自宅が倒壊した等、帰宅が困難な場合に、一定期間生活を送る施設

(※) 指定緊急避難場所：津波や土砂災害などから一時的に非難するための安全性の高い施設や場所

表 21 玉野市における協定避難所一覧

施設名	所在地	連絡先
東児ヶ丘マリンヒルズゴルフクラブ	下山坂 1345	41-2311
児島湖流域下水道浄化センター	東七区 453	51-1955
玉野光南高等学校	東七区 244	51-2311
玉野スポーツセンター	田井 2-4464-10	31-0888
玉野高等学校	築港 3-11-1	31-4321
瀬戸大橋カントリークラブ	滝 1640-1	71-4500

(※) 協定避難所：災害時に避難所として使用できるよう施設の所有者と協定を締結した施設

10 玉野市緊急輸送路網

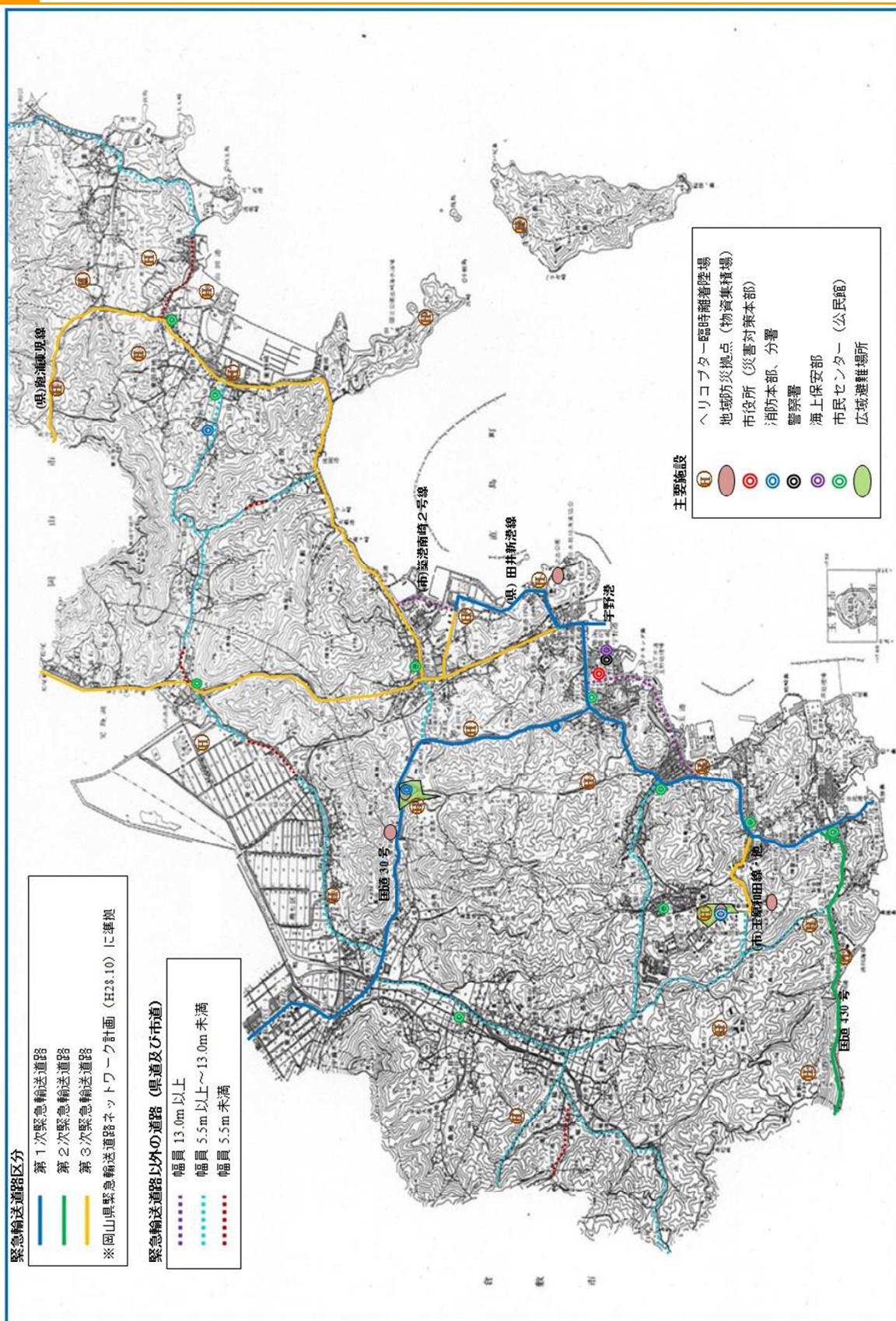


図9 玉野市緊急輸送路網図

（令和3年4月時点）